

## 年末調整での注意点

以下の変更点と下記準備物を確認しましょう

【今年の変更点】  
 ①各種提出物の押印が不要に。  
 ※下記準備物参照。

【昨年からの変更点】  
 再度確認しましょう。  
 ①給与所得控除の引き下げ

給与所得控除が一律10万円引き下げに。  
 (例)年収162万5千円以下は「65万円」→「55万円」に。

②基礎控除の引き上げ  
 基礎控除額が「38万円」→「48万円」

に。(合計所得240万円以上は制限あり)

②控除対象配偶者・扶養親族の要件引き上げ

対象となる合計所得が「38万円」→「48万円」に。※控除額は

「38万円」のまま変わりません。

③ひとり親控除の創設  
 未婚のひとり親はひとり親控除35万円。

※医療費控除は確定申告で。

※マイナンバーの取扱は注意を。(下記参照)

### イベント

- ◎5日(日) 青年部総会
- ・業者婦人決起集会
- ◎6日(月) 二夜会
- ◎7日(火) 婦人部役員会
- ◎8日(水) 要求運動部会
- ・税金道場
- ・事務局長会議
- ◎9日(木) 財政部会
- ・陽気な道場
- ◎11日(土) 県青協総会

## 宣伝カー運行予定表 (12月1日現在)

基本2名1組、1回2時間程度の運転で、行動費も出しています。できる限り穴が空かない様、皆様のご協力をお願いします。



日程		運行時間・終了時間	空き状況
12月	6日 月	午後1～5時	—
	7日 火	午後1～5時	—
	8日 水	午後1～5時	—
	9日 木	午前9～12時	空き
	13日 月	午後1～5時	空き
	14日 火	午後1～5時	空き
	16日 木	午前9～12時	空き
	18日 土	午前9～12時	空き
		午後1～4時	空き
	20日 月	午後1～5時	空き
	21日 火	午後1～5時	空き
	22日 水	午後1～5時	空き
	23日 木	午前1～4時	空き

## 年末調整の準備は、しっかりと！

昨年から、年末調整や確定申告での「基礎控除」や「給与所得控除」が変わりました。年末調整は、従業員一人ひとりから申告書を預かり、間違いのないように準備しましょう。書込み会の日程は表面の通りです。必ずいずれかの時間帯にお願いします。

### ◎年末調整学習会へ用意するもの

注意：源泉徴収簿と、3枚の申告書『扶養』『保険料』『基・配・所』を、必ず全員分用意しましょう  
 ・従業員（法人は役員自身も）全員について、必ず左記の①②③④を準備しましょう。記入事項に該当しなくても必要です。  
**計算を正確に進めるため、必ず準備しておきましょう。**

①【所得税源泉徴収簿】個々の住所・氏名、給与、社会保険（※）の合計額がわかる物、個々の源泉徴収額がわかる物  
 ※国民年金の場合、国民年金の控除証明書。国民健康保険の場合、一年間の合計額がわかる物（給与所得者の保険料控除申告書）

②【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書】配偶者・扶養家族の氏名、生年月日（※特に16歳未満、19歳未満は注意）、収入等のわかる物。  
 ※国外別居の扶養家族がいる場合は、仕送り状況が分かる資料も必要。

③【給与所得者の保険料控除申告書】生命保険・地震保険等の控除証明書・払込証明書。社会保険料・小規模企業共済等掛金の額がわかる物。

注意：生命保険料や地震保険料、社会保険料の額は毎年変わります。「昨年と同じ」ではなく、各人に届いている控除証明書等を全て預かるなどして、そろえておきましょう。

④【給与所得者の基礎控除 兼 配偶者控除 兼 所得金額調整控除申告書】配偶者の氏名・生年月日、収入等のわかる物、など。

⑤ 障害者は手帳が障害状況のわかる物。要介護認定の人は、市町村等発行の「障害者控除対象者認定書」が要介護の状況のわかる物

⑥ 今年これまでに払った源泉所得税額がわかる物（納付書（控））  
 ⑦ 税務署から届いた年末調整資料（茶封筒）一式と、自治体から届いた給与支払報告書の封筒

⑧ 筆記用具、電卓

※今年度から、各種提出書類の押印が不要になりました。

住所・屋号・代表者等の横版がある方は、持参ください。

注意：マイナンバーを記載している場合、とり扱いは十分注意しましょう。国税庁・北税務署「番号未記載でも受理する。不利益はない」